

広報 あんなか

7/1

vol.172
2020(令和2年)

新規就農を応援します



農業をはじめませんか ～就農までのステップ～

V 新規就農

IV 就農準備

- ・ 認定新規就農者になる
- ・ 農地や機械などを確保

III 農業体験

県内の農家へ農業体験

II 「知識・情報収集」

- ・ 就農相談窓口や就農相談会へ参加
- ・ 市などから情報収集

I 「農業内容をイメージ」

どんな作物を栽培するのか、経営規模、就農候補地など
目指す農業のイメージを固める



農家になるためには、上記のようないくつかのステップを踏む必要があります。将来的に農業で生計を立てたいと考えている場合は、群馬県や市にお問合せください。

次世代を担う 農業者を支援します

新しく農業を始めたい人や農業後継者として独立経営をする人に国から給付金が用意されている「農業次世代人材投資事業」があります。

大きく分けて「準備型」と「経営開始型」があります。



準備型

農業を始める前段階で、研修の受講などの後押し
給付金額：150万円(年間)
給付期間：最長2年間
対象時期：就農前
対象者：就農予定時に49歳以下の人

経営開始型

農業開始直後の収入が不安定な時期に生活費などを支援
給付金額：最大150万円(年間)
給付期間：最長5年間
対象時期：就農後
対象者：独立自営就農時に49歳以下の人

※「経営開始型」を受けるには、青年等就農計画を市に申請し、認定を受けた「認定新規就農者」であることが条件です。

安中市は標高110mの平坦地から標高600mにかけて丘陵地が広がり、標高差を生かした農畜産物が生産されています。近年ではプチヴェールやズッキーニなど、新しい野菜の栽培にも積極的に取り組んでいます。
今回は特集で、農業を始める際に利用できる補助金制度や市内で農業をされている新規就農者の人にインタビューを行い、農業について話を聞きました。

新規就農を 応援します



安中市マスコット
キャラクター
こうめちゃん

Interview

梅本 啓太さん（就農4年目）

友人に誘われて、同じタイミングで農業をやり始めました。まず、農林大学校の研修コースに通い始めました。そのコース以外にもさらに農業のことを勉強したいと考え、市の農林課から認定農業者の方を紹介してもらい、1年ほど研修をしました。

現在は小日向で、ナス・上州ネギ・ズッキーニを栽培し、5～6月にかけてはズッキーニを栽培しています。群馬県の主要品目のナスと上州ネギは、ある程度価格も補償されており、特にナスは半年間も収穫ができるため、メインの作物にしました。

いざ、農業を始めてみると、苗代や道具などに結構な費用がかかるのでこの補助金制度はすごくありがたいです。そのおかげで、道具などを購入することができています。

現在、就農して4年目ですが、補助金制度や周りの人に支えられ、順調に農業ができています。ただ、昨今各地域で問題となっている鳥獣の被害があり、対策を行っています。



これから新規就農される人へ、正直、農家を営むのは大変です。何をやるにしても自分を律し、動かなければなりません。しかし、裏を返せば自分の感じたように、やりたいようにできることが最大の魅力です。どうしてうまくいったのか、うまくいかなかったのかを試行錯誤することに非常にやりがいを感じています。人のまねをしても良いし、わからないことがあれば市や農協などに遠慮なく頼ればよいと思います。私も安中の農業の先輩方のように、信念をもって仕事をしていきたいです。



Interview

清水 聡さん（就農2年目）

中宿でいちごを栽培しています。高崎市内のいちご園の前をよく通っていたので、いちごを使ったビジネスをやってみたいと思ったのがきっかけです。いちごを栽培するにあたって、高崎市内のいちご園に1年半ほど研修に行きました。今でも相談に乗ってもらうなど、関係は続いています。

いちごはハウス栽培のため、ある程度の土地が必要になります。その土地探しが大変で、ハウスを建てるとなると、貸してくれる人がなかなか見つかりませんでした。今借りている所有者の方が草刈りを始めるタイミングで、飛び込みで手伝いました。そのおかげで土地を貸していただけることになり、農園を始めることができました。とても感謝しています。

私も国からの補助金を受けています。初期投資を含め、ハウスを建てるなどの設備投資をしました。この補助金のおかげでスムーズに就農することができました。あとは、農家の人はそれぞれ作っているものが違うので、その作物の栽培事情などを考慮してもらえれば、なお良いかと思います。

これから新規就農される皆さんへ、まず農業は気持ちが一番大切で、それさえあればとてもやりがいのある仕事だと教わってきました。おかげさまで、この前行われた第37回群馬県いちご品評会では、銅賞を獲得することができました。しっかりと覚悟をもって取り組んでいけば必ずうまくいきます。ぜひ、頑張ってもらいたいです。本当は収穫が終わる頃に子どもたちに開放していちご狩りをしてもらいたかったのですが、新型コロナウイルスの影響で実施できなかったのは残念でした。それは来年の目標にしています。



国民健康保険に加入している皆さんへ

国民健康保険高齢受給者証

などの更新のお知らせ

国民健康保険高齢受給者証を郵送します

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」が7月31日に有効期限切れとなりますので、新しい「高齢受給者証」を7月末に郵送交付します。

「高齢受給者証」は自己負担割合を示すものです。医療機関などで受診するときには、保険証と一緒に窓口に提示してください。自己負担割合は令和元年の所得などにより、変わる場合があります。

有効期限切れとなった「高齢受給者証」は困保年金課または松住民福祉課に返却するかご自分で責任をもって破棄してください。

入院や外来の支払いが限度額までになる認定証を交付しています

市では、入院や外来で支払う医療費の自己負担額が限度額までになる認定証や食事が軽減される認定証を、申請により交付しています。現在交付されている認定証は7月31日で有効期限

切れとなりますので、引き続き使用する人は再度申請してください。申請した月の1日から適用となります。

なお、70歳から74歳で現役並みⅢと一般の区分の人は、高齢受給者証が認定証の代わりになりますので、認定証の申請は必要ありません。

●認定証の申請に必要なもの

- ・保険証
 - ・はんこ(朱肉を使用する物)
 - ・すでに交付を受けている人はお持ちの認定証
 - ・「マイナンバーカード」(もしくは「通知カード」と運転免許証などの「公的な写真付身分証明」)
- ※国民健康保険税を滞納している場合と限度額適用認定証は交付できない場合があります。

困保年金課国保係 (☎内線1113)
松住民福祉課税務係 (☎内線2121)

入院時食事療養費標準負担額

対象	1食あたりの負担額	
一般(下記以外の人)	460円	
非課税 (70歳以上は低所得者Ⅱ)	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
70歳以上で低所得者Ⅰ	100円	

70歳から74歳の人

区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並みⅢ (課税所得690万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈4回目以降:140,100円〉	
現役並みⅡ (課税所得380万円以上690万円未満)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈4回目以降:93,000円〉	
現役並みⅠ (課税所得145万円以上380万円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈4回目以降:44,400円〉	
一般	※18,000円 年間上限144,000円	57,600円 〈4回目以降:44,400円〉
低所得者Ⅱ		24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

70歳未満の人

区分	所得要件	自己負担限度額(月額)
ア	基礎控除後の所得901万円超の世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈4回目以降:140,100円〉
イ	基礎控除後の所得600万円超~901万円以下の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈4回目以降:93,000円〉
ウ	基礎控除後の所得210万円超~600万円以下の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈4回目以降:44,400円〉
エ	基礎控除後の所得210万円以下の世帯	57,600円 〈4回目以降:44,400円〉
オ	住民税非課税の世帯	35,400円 〈4回目以降:24,600円〉

※へ内は、過去12か月間で4回以上高額療養費の支給を受けた場合の額です。
 ※70歳未満の人については所得の申告がない場合、区分アとして扱います。
 ※原則、1つの医療機関で支払う1か月の金額が限度額までとなります。2つ以上の医療機関で受診した場合には、今までどおり高額療養費の申請が必要な場合があります。
 ※特別対象被保険者軽減措置に該当した人の世帯は、負担区分が変更になる場合があります。

税制改正にかかる 国民健康保険税の改正について

地方税法施行令の改正に伴い、本市においても国民健康保険税(国保税)を改正しました。

◇**国保税の算出方法** 国保税は「医療保険分」、「後期高齢者支援分」、「介護保険分」の3区分で構成され、「介護保険分」の3区分で構成され、各区分の合計が国保税額となっています。これらは、国保加入世帯の合計所得、固定資産税額、加入者数などを基に算出しています。(図1)

◇**改正の概要** 今回の改正の要点は「軽減制度の対象者の拡大」と「最高賦課額(限度額)の引き上げ」の2点です。

① 軽減制度の対象者の拡大

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得(軽減判定時のみ国保に加入していない世帯主の所得も含まれます)が一定の基準以下の場合、その所得合計に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。(注1)

② 最高賦課額(限度額)の引き上げ

国保税を構成する3区分のうち、医療保険分の最高賦課額(限度額)が2万円引き上げられ63万円に、介護保険分が1万円引き上げられ、17万円になりました。(注2)

※詳細は7月中旬に送付される今年度の国保税納税通知書をご確認ください。



図1 国民健康保険税の算出方法

所得割：加入者各個人の前年中の所得－33万円 (マイナスの場合は0円とする)の合計額	×	6.7%	2.0%	1.2%
		+	+	+
資産割：加入者各個人の土地・家屋の固定資産税の 合計額	×	24%	9%	5%
		+	+	+
均等割：加入者の人数	×	24,000円	6,000円	6,000円
		+	+	+
平等割：1世帯につき		23,000円	5,000円	4,000円
		▼	▼	▼
世帯の国民健康保険税額	=	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分

注1 基準所得の計算方法

※世帯主とその世帯の国保加入者の合計所得が次の式で算定した金額以下の場合が対象です。

「5割軽減」の算定額計算方法

33万円+(国保加入者の数×28万5千円)「28万円」→「28万5千円」に改正

「2割軽減」の算定額計算方法

33万円+(国保加入者の数×52万円)「51万円」→「52万円」に改正

注2 最高賦課額(限度額)の引き上げ

医療保険分	61万円→63万円	2万円引き上げ
後期高齢者支援金分	19万円→19万円	引き上げなし
介護保険分	16万円→17万円	1万円引き上げ
合計額	96万円→99万円	3万円引き上げ

新型コロナウイルス感染症 緊急経済対策における市税の税制上の措置について

1、中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税などの軽減措置について

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある中小事業者に対して、令和3年度課税に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロとする軽減措置が決まりました。

令和2年2月～10月までの連続する3ヶ月間の売上高が前年の同期間と比べ	償却資産および事業用家屋に対する課税標準の特例率
30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

○令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関等(※)の認定を受けて市に申告した者に適用します。

(※)税務、財務などの専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関(税理士、公認会計士、弁護士、商工会議所、商工会連合会など)

○詳しくは中小企業庁のホームページをご覧ください。

○償却資産申告書送付の際にもご案内を予定しています(12月上旬頃予定)。

<参考>申請の流れ(法人の場合)

○中小事業者等であることの確認

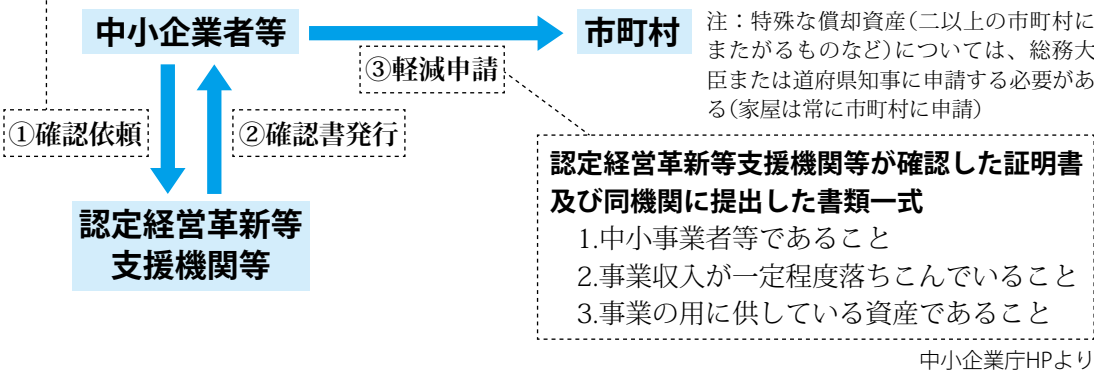
- ・資本金を登記簿謄本の写し等で確認
- ・大企業の子会社でない旨を誓約書で確認
- ・性風俗関連特殊営業を行っていない旨を誓約書で確認

○事業収入の減少の確認

2020年2月～10月までの連続する3月の期間の事業収入が前年同期間と比べ30%or 50%以上減少していることを会計帳簿等で確認。

○特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認

特例の対象資産について事業用の部分を所得税青色・白色申告決算書、収支内訳書等を用いて確認



2、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置について

1. 困窮者救済固定資産税係 (※内線10667)
2. 困窮者救済諸税証明係 (※内線10663)
3. 困窮者救済市民税係 (※内線10664)
4. 困窮者救済福祉課税係 (※内線2122)
5. 困窮者救済福祉課税係 (※内線2122)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者などを支援する観点から、生産性向上特別措置法に基づく先端設備などの対象資産に、一定の事業用家屋および構築物が追加されました。要件を満たした資産を新規取得した場合、該当資産に係る固定資産税の課税標準額が3年間ゼロになります(設備等導入計画の認定申請については、特定地域創造課商工労働係(※内線2621)へお問い合わせください)。

3、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長について

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置を6ヶ月延長し、令和3年3月31日までに取得したのも対象となります。

4、文化芸術・スポーツイベントを中止などした主催者に対する払戻請求権を放棄した観客などへの寄附金控除の適用について

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止などした主催者に対し、観客などが入場料などの払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除の対象とします。

5、住宅ローン控除の適用要件の弾力化について

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延などによって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件を弾力化します。

介護保険料のお知らせ

65歳以上の人の介護保険料は、市が3年を1期として定める介護保険事業計画に基づき、介護サービスの利用料などの見込みから保険給付に要する費用の総額を推計し、計画期間中において財政の均衡を保つことができるよう算定されています。令和元年10月1日からの消費税率10%への引き上げに合わせて、消費税による公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減強化を行うため、令和2年度介護保険料を改定します。

改定となるのは、所得段階が第1段階から第3段階の人です。改定の内容は下記をご覧ください。

なお、第4段階から第11段階の人の保険料は従前どおりとなります。

保険料額の確認は、介護保険べんり帳（平成30～32年度）および安中市ホームページから確認してください。

皆さんが負担している保険料は、介護保険事業を円滑に運営するための大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。

【65歳以上の人の介護保険料】（令和2年度）

所得段階	対象となる人	保険料(年額) 改定前	保険料(年額) 改定後
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 	(基準額×0.375) 26,600円	(基準額×0.30) 21,300円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人 	(基準額×0.625) 44,300円	(基準額×0.50) 35,400円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人 	(基準額×0.725) 51,400円	(基準額×0.70) 49,600円

※課税年金収入額とは、住民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

※所得金額とは、前年(令和元年度)中の収入から必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した金額で、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)をする前の金額です。

【低所得者の保険料軽減について】

介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられています。平成27年度から第1段階の保険料軽減が行われ、昨年度(令和元年度)は、消費税の増税分を財源とした負担軽減措置が段階的におこなわれ、今年度(令和2年度)においては、完全実施されます。軽減内容の詳細は、例規の改正などが整い次第、お知らせします。

安中市の職員を募集します

市では令和2年度の職員採用試験を次のとおり行います。

採用年月日は令和3年4月1日です。所定の申込用紙を7月1日(水)から(総務案内、秘書課および総務管理課で配布しますので、必要事項を記入し、試験案内に記載してある必要書類を添えて(秘書課人事研修係)へ申し込みください。詳しい条件などについては試験案内をご覧ください。



令和2年度新規採用職員

また、郵送を希望する人は、お問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

配布開始▼7月1日(水)

受付期間▼7月13日(月)～31日(金)

募集職種▼

一般試験(中級)、社会人経験者採用試験、就職氷河期世代採用試験。

一般試験(初級)および障害者採用試験(初級・中級)の募集等詳細については、広報8月号に掲載します。

受験資格▼下表のとおり

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、試験に係る日程を延期する場合があります。

先輩職員からの

メッセージを紹介します

市の業務は、戸籍・住民登録などの市民生活に密着した仕事から、総務、企画など市政運営に携わる仕事まで、幅広い職務に従事します。

これから市の職員を目指す皆さんに、行政に従事する先輩職員のメッセージを紹介します。詳しくはホームページをご覧ください。



1. 一般試験(中級)

試験職種	試験区分	受験資格	第1次試験 9月20日(日)	第2次試験 10月中旬	第3次試験 11月中旬	採用予定 人員
事務職・技師職	中級試験	平成4年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、短期大学卒業以上(令和3年3月卒業見込みを含む)または同等の資格があると認められる人 (令和3年4月1日時点で20歳～28歳)	教養試験 性格特性検査 作文	ディスカッション	面接 健康診断	初級・中級 合わせて 10人程度
保健師	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人または令和3年3月31日までに取得見込みの人 (令和3年4月1日時点で32歳以下)	専門試験 性格特性検査 作文	若干名			
管理栄養士	平成4年4月2日以降に生まれた人で、管理栄養士の資格を有する人または令和3年3月31日までに取得見込みの人 (令和3年4月1日時点で28歳以下)	専門試験 性格特性検査 作文	若干名			

2. 一般試験(初級)

試験職種	試験区分	受験資格	第1次試験 10月18日(日)	第2次試験 未定	第3次試験 未定	採用予定 人員
事務職・技師職	初級試験	平成10年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業(令和3年3月卒業見込みを含む)の人 (令和3年4月1日時点で18歳～22歳)	教養試験 性格特性検査 作文	ディスカッション	面接 健康診断	初級・中級 合わせて 10人程度

〔 〕=本庁舎 〔 〕=松井田庁舎 〔 〕=谷津庁舎 〔 〕=碓氷川クリーンセンター 〔 〕=スポーツセンター

3. 社会人経験者採用試験

試験職種	受験資格	第1次試験 9月20日(日)	第2次試験 10月中旬	第3次試験 11月中旬	採用予定 人員
主任介護支援専門員 (介護支援専門員)	昭和50年4月2日以降に生まれた人で、主任介護支援専門員または介護支援専門員の資格を有する人。介護支援専門員については、経験が5年以上あり主任介護支援専門員の資格取得が可能な人 (令和3年4月1日時点で45歳以下)	社会人基礎試験 職務適応検査 作文	ディスカッション	面接 健康診断	若干名
土木技術	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、土木系学科を卒業し、民間企業などで実務経験があり、培われた知識や経験を市政に活かそうという意欲がある人 (令和3年4月1日時点で32歳以下)	専門試験 性格特性検査 作文			
建築士	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、二級建築士以上の資格を有し、民間企業などで実務経験があり、培われた知識や経験を市政に活かそうという意欲がある人 (令和3年4月1日時点で32歳以下)	専門試験 性格特性検査 作文			

4. 就職氷河期世代採用試験

試験職種	試験区分	受験資格	第1次試験 9月20日(日)	第2次試験 10月中旬	第3次試験 11月中旬	採用予定 人員
事務職・技師職	初級試験	昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業の人 (令和3年4月1日時点で35歳～46歳)	社会人基礎試験 職務適応検査 作文	ディスカッション	面接 健康診断	若干名
	中級試験	昭和45年4月2日から昭和57年4月1日までに生まれた人で、短期大学卒業以上、または同等の資格があると認められる人 (令和3年4月1日時点で39歳～50歳)				

5. 障害者採用試験

試験職種	試験区分	受験資格	第1次試験 10月18日(日)	第2次試験 未定	第3次試験 未定	採用予定 人員
事務職	初級試験	昭和50年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、高等学校卒業(令和3年3月卒業見込みを含む)の人 (令和3年4月1日時点で18歳～45歳)	教養試験 性格特性検査 作文	ディスカッション	面接 健康診断	若干名
	中級試験	昭和50年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、短期大学卒業以上(令和3年3月卒業見込みを含む)または同等の資格があると認められる人 (令和3年4月1日時点で20歳～45歳)				

令和2年度 高崎市・安中市消防組合職員採用試験のお知らせ

高崎市等広域消防局総務課 (☎027-322-2393)

試験案内・申込書の請求

●直接請求の場合

【高崎市等広域消防局・消防署・分署】・【**困**・**松**】で配布します。

●郵送請求の場合

本人の住所氏名を記入した返信用封筒(角型2号)に140円切手を貼ったものを同封のうえ、左記へ郵送してください。

なお、郵送する封筒の表に「職員採用試験案内請求」と朱書きしてください。

●ダウンロードする場合

消防局のホームページ(<http://ted.city.takasaki.gunma.jp/shoubou/recruit.html>)からダウンロードすることができま

●郵送先・問合せ

高崎市等広域消防局総務課
〒370-0861
高崎市八千代町一丁目13-10
(☎027-322-2393)



学歴区分	試験区分	採用予定人員	受験資格	試験案内配布開始	申込期間	試験日程	
						第1次試験	第2次試験
大学	消防職	13人	平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学を卒業または令和3年3月までに卒業見込みの人 [ただし、平成11年4月2日以降に生まれた人で学校教育法による大学を卒業した人(令和3年3月までに卒業見込みを含む)またはこれと同等の資格を有すると認められる人は受験することができます]	7月1日(水)	8月3日(月)から8月7日(金)まで	試験日 9月20日(日)	試験日 10月下旬
短大(2年以上の専門学校を含む)			平成3年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による短期大学、高等専門学校もしくは専修学校専門課程(修業年限が2年以上で、かつ1,600時間以上の履修を義務づけている課程)を卒業または令和3年3月までに卒業見込みの人 [ただし、学校教育法による大学を卒業した人(令和3年3月卒業見込みを含む)またはこれと同等の資格を有すると認められる人は受験できません]			結果通知 発送日 10月上旬	結果通知 発送日 11月中旬
高校			平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業もしくは令和3年3月までに卒業見込みの人またはこれと同等の資格を有する人 [ただし、学校教育法による大学もしくは短期大学を卒業した人(令和3年3月卒業見込みを含む)またはこれらと同等の資格を有すると認められる人は受験できません]			試験日 10月18日(日)	未定

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、試験に係る日程を延期する場合があります。

主唱 法務省

“社会を明るくする運動”

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

安中市社会を明るくする運動

推進委員会委員長

安中市長 茂木英子

法務省主唱の『社会を明るくする運動』が7月1日から1か月間を強調月間として全国一斉に展開されます。今年で70回目を迎えるこの運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。また、安中市においても、今年度に再犯防止推進計画を策定します。

犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、安全で安心して暮らせる社会をつくりあげましょう。

そのためには、一人でも多くの市民の方に活動の趣旨をご理解していただき、御協力とご支援をお願いいたします。

重点事項

犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、以下の5つの重点項目を定めました。

○犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、



・第70回「社会を明るくする運動」安中市推進委員会(書面表決により実施)

安中市の活動状況および予定

○犯罪や非行が起らないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

○民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、居住、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組

更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組

○保護司、更生保護女性会、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組

○犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組

○民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が、仕事、居住、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組

- ・募金活動の実施(7月1日から9月30日)
- ・薬物乱用防止駅頭キャンペーン(実施未定)
- ・中学校薬物乱用防止教室(9月、11月、12月)

・社会を明るくする運動作文の募集・審査会(7、9月)〈小・中学校対象〉

第69回募金結果報告

昨年7月1日から9月30日まで3月にわたり実施した、第69回「社会を明るくする運動」募金活動は、市民の皆さんのご理解とご協力により、多大な成果をあげることができました。

この浄財は、更生保護施設や自主準備ホームへの慰問やしおり人形作成・配布による青少年の非行防止など同運動の事業費として、保護司会、更生保護女性会、協力事業主会、各地域の活動費として配分しました。

この募金にご協力いただいた皆さんに対して、厚くお礼申し上げます。

使途	金額(円)
14地区支部助成金	641,944
更生3団体活動配分金	680,000
学校対象広報活動費	646,114
一般対象広報活動費	165,770
(つちわ、ポスターなど)	
一般事務費	30,755
(用紙代、郵便代)	
次年度繰越金	32,318
合計	2,196,901

(平成31年度分)
※前年度繰越金37,174円を含む。

運動に協力していただく機関・団体名

- 安中市
 - 安中市議会
 - 安中市教育委員会
 - 安中市区長会
 - 安中市民生児童委員協議会
 - 安中市保護区保護司会
 - 安中地区更生保護女性会
 - 安中地区協力事業主会
 - 安中保護区保護司会更生保護活動支援機構
 - 安中市社会福祉協議会
 - 安中市内関係機関団体など
- (順不同)

安中市保護区保護観察対象者調べ

保護観察執行猶予者(4号観察)	小計		環境調整		少年院	刑務所	小計	保護観察少年(1号観察)	少年院仮退院者(2号観察)	仮出所者(3号観察)	保護観察少年(1号観察)	H31	R2
	保護司一人当たりの担当数	小計	少年院	刑務所									
11	0.84	32	19	0	19	13	11	2	0	0	3		
10	0.67	24	11	0	11	13	10						

※地域の皆さんと関係機関のご支援・ご協力により、「社会を明るくする運動」の浄財を活用させていただき、当地区の保護観察事件数は前年より横ばいとなっております。

誠にありがとうございました。

熱中症を予防しましょう

◇熱中症とは

高温多湿の状況下で、体内の水分・塩分バランスが崩れ、体温の調節機能がうまく働かなくなり、からだに異常が起こることをいいます。
 症状は体温上昇、めまい、体のだるさ、ひどいときには、けいれんや意識の異常などがあります。
 これからの季節は、熱中症対策をとり、夏を乗り切りましょう。

熱中症予防のポイント

【暑さを避ける】

気温や湿度が高いときや、日差しが強い時間帯は、不要不急の外出を控えましょう。室内でも28度を超える時は警戒が必要です。

○室内では

- ・室温をこまめに確認
- ・扇風機やエアコンで温度を調節
- ・遮光カーテン、すだれ、打ち水を利用

○外出時には

- ・日陰の利用と、こまめな休憩
- ・日傘や通気性の良い帽子の着用

○からだの蓄熱を避けるために

- ・通気性のよい、吸湿・速乾性のある衣服を着用する

・保冷剤、氷、冷たいタオルなど、からだを冷やす

【こまめに水分を補給する】

- ・のどの乾きを感じなくても、こまめに水分・塩分などを補給する
- ・*入浴前後や、就寝前にも水分補給をしましょう。
- ・*アルコール飲料での水分補給はやめましょう。アルコールは体内の水分を排泄してしまいます。



生活習慣が大切

○睡眠

- ・睡眠時間の確保はとても大切です。

・日中だけでなく、就寝時も冷房で温度調節をしましょう。

○食事

- ・食欲がないからと、あっさりしたものに偏らないよう、バランスよく食べましょう。
- ・ビタミンB1を多く含む豚肉や大豆、カリウムを多く含むほうれん草、バナナなどをとりましょう。

○運動

- ・日頃から運動をして、暑さに慣れておきましょう。

子どもと高齢者は特に注意を

○高齢者

高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能や、暑さを調節する機能も低下しているため、熱中症に陥りやすくなっています。

- ・暑さを感じにくいいため、室温湿度に注意し、冷房を活用しましょう。
- ・トイレが近い、喉が乾かないなどの理由で水分を控えてしまう人がいます。時間が決めて水分をとりましょう。

○子ども

子どもは体温調節機能がまだ十分に発達していないので、熱中症になりやすい傾向があります。

- ・車内に子どもを残すことは大変危険

です。炎天下でなくても、閉め切った車内で冷房を切ると、温度は一気に上昇し、わずかな時間でも熱中症の危険が高くなります。

- ・子どもは大人よりも低い位置に頭があるため、地面からの照り返しにより高い温度にさらされます。夏の時期は特に子どもの様子に注意しましょう。

熱中症になったときの処置

1. 涼しい場所へ移動する
2. 衣服を緩め、体を冷やす（首、脇の下、太ももの付け根など）
3. 水分・塩分を補給する

※自力で水分をとれない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう。

◇今年はいつも以上に注意を

新型コロナウイルス感染症予防のために、マスクを着用することが多いと思います。マスクを着用することにより、体内に熱がこもりやすくなります。また、マスク内の湿度が上がります。喉の乾きを感じづらくなります。気づかないうちに、熱中症の危険が高くなっているのです。今年も、例年よりも一層熱中症予防を心がけましょう。



安中市健康増進計画

「いきいき安中健康21」 からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策としての栄養・身体活動(運動)

感染経路の中心は飛沫感染および接触感染です。人と人の距離をとる、外出時はマスクを着用する、家の中でも咳エチケットを心がける、さらに家やオフィスの換気を十分にする、十分な睡眠などで自己の健康管理をしっかりするなど、自己のみならず、他人に感染させないように徹底することが必要です。

首相官邸ホームページ「新型コロナウイルスに感染しないようにするために」を編集し作成
(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#shinchaku>)

健康管理のための栄養と身体活動(運動)についてのポイントをご紹介します。

栄養をとりましょう

・免疫力をアップしたい時こそ、食事は量より質(栄養バランス)です。

▶**主食**(ごはん、パン、麺)

▶**副菜**(野菜、きのこ、いも、海藻料理)

▶**主菜**(肉、魚、卵、大豆料理)

▶**牛乳・乳製品**

▶**果物**

上記のものをまんべんなく食べ、水分も意識してとるようにしましょう。

・高齢の人こそ、たんぱく質をしっかりとりましょう。

・糖尿病、高血圧、腎臓病などで食事制限がある人は、その指導内容に従ってください。



身体を動かしましょう

外出の機会が減り、身体活動が減少し、子どもの体力低下や高齢者のフレイル(心身の活力低下)などが進む心配があります。

すべての世代の人に、自宅での軽い運動や家事への積極的な参加、人混みを避けた屋外での散歩などをお勧めします。

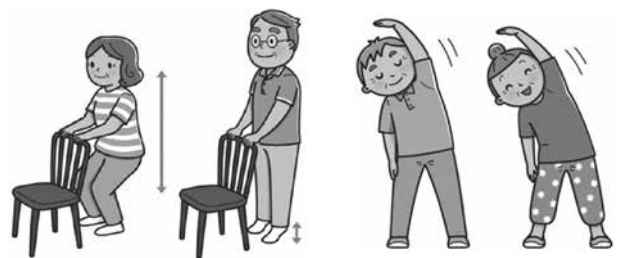
▶**脚の運動**(筋トレ)

▶**買い物や屋外で散歩**(人混みは避けて)

▶**軽い体操**(ラジオ体操/ストレッチ)など



ストレッチで、こころとからだをほぐしましょう



テレビを見ながら、椅子を使って「ながら体操」

体操を日課にして、からだを動かす時間を確保

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所令和2年3月16日参考

問合せ▶困 健康づくり課保健指導係(☎内線1174) 次号は8月1日号に「減塩・循環器」の掲載を予定しています

未使用マスクの寄附を募集しています

新型コロナウイルスの感染防止に活用するために、市民の皆さんから未使用マスクのご寄附をお願いする活動を進めています。

未だに供給体制に不安のあるマスクです。必要としているところにマスクをお届けできるようにご寄附をお願いします。

政府配布マスクなどで未使用のものを寄附いただき、小中学校や集団でのクラスター防止の観点から、高齢者のいる福祉施設など必要なところに配布を予定しています。

お願いするマスクの条件▶ 政府配布マスクなどで未使用のもの

受付窓口▶ 安中市役所(総合案内)、松井田庁舎(総合案内)、安中市文化センター(事務室)、松井田文化会館(事務室)、各公民館・生涯学習センター(事務室)

問合せ▶ 困健康づくり課予防係(☎内線1172)

新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附金を募集しています

市では、5月20日から新型コロナウイルス感染症対策全般に活用することを目的として、市内外から寄附を募集しています。皆さんのご協力をお願いします。

■寄附方法

①寄附申込書による申込み：市ホームページから寄附申込書をダウンロードして、必要事項をご記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにて企画課企画調整係宛に送付してください。寄附申込書が印刷できない人は、電話または困企画課窓口でも受け付けています。

②インターネットによる申込み：「ふるさとチョイス」のウェブサイトからお申し込みください。

■返礼品について

この寄附金は、ふるさと創生寄附金(ふるさと納税制度)を活用した寄附金になるため、市内在住の人には、返礼品を送付していませんので、ご了承ください。

■税制優遇について

寄附金の一部が個人住民税や所得税から控除されます(上限あり)。

問合せ▶ 困企画課企画調整係(☎内線1635)

後期高齢者医療制度のご案内

〔本国保年金課医療年金係(☎内線1119)〕

■後期高齢者医療被保険者証が新しくなります



令和2年8月1日からは〈緑色〉です

新しい被保険者証を7月中旬ごろに、「うすいみどり色」の封筒で郵送します。

新しい被保険者証の有効期間は8月1日から令和3年7月31日までの1年間です(短期証の人を除く)。

被保険者証が届いたら、記載されている住所、氏名、一部負担金の割合などを確認し、8月1日以降に医療機関などを受診する際には、必ず新しい被保険者証を提示してください。

■「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書・納付通知書」を送付します

後期高齢者医療制度に加入している人の令和2年度保険料について、次の表のとおり「保険料額決定通知書・納付通知書」を郵送します。

発送時期	対象者	送付形式
7月中旬	・普通徴収のみの人 ・普通徴収と特別徴収に該当する人	むらさき色の封筒
8月上旬	・特別徴収のみの人	シーラー ハガキ

昨年度と納付方法が変わっている場合がありますので、必ずご確認ください。

■令和2年度保険料の納付について

①普通徴収(現金納付または口座振替)の第1期納期限は7月31日(金)です。

現金納付の人は、納付書の裏面で納付可能場所を確認し、各納期限内に納付してください。

口座振替の人は、各納期限が引落日になりますので、必ず各納期限の前日までに口座残高の確認をしてください。

②特別徴収(保険料が年金から天引きされる人)の場合、決定通知書に記載された保険料額を各月の年金から天引きさせていただきます。

■均等割額の軽減について

特例的に実施されていた保険料の均等割額の軽減割合について、令和2年度の制度改正により、次のとおり変更されます。

① 8割軽減 ↓ 7割軽減

② 8・5割軽減 ↓ 7・75割軽減

(その他の軽減割合は前年度と変更ありません)

制度改正の詳細については、群馬県後期高齢者医療広域連合のホームページ、または新しい被保険者証と一緒に郵送する冊子をご覧ください。



男女共同参画推進委員会

第112回

物事を多角的に見る

安中市男女共同参画推進委員会委員



松本 靖子

今年はずいぶん穏やかな良い年になってほしいと願う新年を迎えましたが、新型コロナウイルスウィルス肺炎に翻弄される年の幕開けになってしまいました。初めは対岸の火事のように感じられていたこの伝染病は瞬く間に拡散し、たくさんの方の感染者と死者を出しました。それに伴い「自分だけよければ」という行動や他者に対する偏見、差別的な言動、他者を非難・批判する風潮も生み出して伝染させてしまいました。そして、全国一斉学校休校や緊急事態宣言が発令される段になると様々な社会問題が炙り出されました。中でも「子どもや介護が必要な老人を見てくれる人や受け入れてくれる所がなければ働きに行けない。」という働く女性の声にはとても共感しました。もし私がまだ現役で働いていたとしたら、同じ立場に立たされたからです。女性が仕事と家庭のことを両立して社会の中で活躍することは緊急時でなくても大変なことだと思います。既婚・子どもの有無に関わらず、この両立の難しさや「女性はくでなければならぬ」という女性の生き方を押しつける世間の思い込みは、女性が社会の中で力を発揮する前に壁になってしまいます。医大

が、女性受験者の得点を低く調整していたのも、それに起因していると言われています。「医師は長時間労働。病院の運営の観点から点数調整は合理性を欠く」とはいえない。」と医大が言い切ってしまうのは、働くというものを男性目線で考えてしまっている、女性の立場を理解していないように思えます。

長時間勤務が評価される働き方を変え、女性が働きやすい職場環境や社会制度作りをすれば、もっとたくさんの方の女性医師が活躍できるようになるのではないのでしょうか。

以前、孫と一緒に花壇に水やりをしていた時「ばあちゃん、葉っぱにテントウムシがいるよ。」と言われ、近くの葉っぱを見回しましたが、私には虫の姿を見つけないことができませんでした。「葉っぱの裏だよ。」と言われたので、かがんで孫と同じ目線になってみました。すると、私にも葉の裏側にいる赤い艶やかな虫の姿を見ることができたのです。相手の立場に立ち、視点を変えて物事を多角的に見れば、新たな気づきや発見ができることを改めて教えられたように感じました。

男女共同参画の意識が政策に反映されるためには、政治的な意志決定する場に多くの女性を置くことが不可欠ですが、我国は女性国会議員比率が世界193ヶ国中165位で、厳しい状況にあります。

男女共同参画推進に関わる者として、男女が互いの立場を理解し合い、多様な物の見方から男女格差をなくしていけるようにお手伝いできればと思います。

安中市消費生活センターからのお知らせ

不用品を買い取ると言ったのに貴金属を買い取られた!!

【事例】

「いらぬ古着や靴があれば買い取る」という電話があった。処分したい着物があつたので、来てもらうことにした。その日のうちに業者が来て、「着物のほかに宝石か貴金属はないか」と言われ、指輪や金のネックレスを見せてしまった。業者はまとめて2万円で購入と言つて、一方的に代金を置いて帰って行った。大事な記念の品物なので取り戻したい。



【ひとことアドバイス】

- ☆訪問購入では、消費者が呼んでいないのに訪問して勧誘することはできません。突然訪問してきた購入業者は、家に入れないようにしましょう。
- ☆事前に買い取りを承諾していない貴金属などの売却を求められたら、きっぱり断りましょう。
- ☆購入業者から交付された書面をしっかり確認しましょう。
- ☆クーリング・オフ期間(契約書を受け取った日を含めて8日間)内は、購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。
- ☆悪質な購入業者の場合、強い口調などで強引に買い取ろうとしたり、クーリング・オフしても物品が返ってこないことがあります。十分注意をしましょう。
- 資料提供…独立行政法人国民生活センター

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じる事があつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▼月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時
(☎382-2228)

問合せ▶困市民生活課市民協働係 (☎内線1139)

板鼻十一屋

板鼻十一屋は、江戸時代中期に近江商人の六左衛門(のちの野田六左衛門)が板鼻宿に開業した商店で、正式な店名は「野田六商店」といいます。当初は清酒の生産・販売を行っており、その後、味噌・醤油の販売も始めました。明治期の売り上げの3分の2は清酒で、その生産量は碓氷郡最大を誇り、銘酒「群鶴」が有名でした。

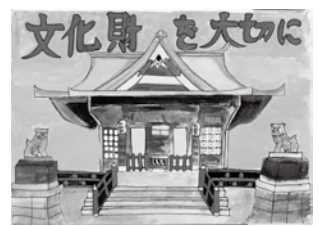
滋賀県出身の野田六左衛門は年に数回板鼻を訪れるのみで、居住はしていませんでした。また従業員の多くが同郷で、退職すると帰郷しました。労働力の確保と維持を同郷の出身者でまとめるこの方針は近江商人の伝統的な企業経営でした。

平成2年(1990)になると板鼻十一屋は生産を中止し、その6年後に閉



板鼻十一屋改築記念大売り出し
昭和時代初期撮影

店しました。残っていた母屋や酒蔵、レンガ造りの煙突は取り壊され、現在は板鼻公園として整備され地元の憩いの場になっています。



令和元年度
「文化財愛護ポスター」
優秀賞(敬称略)
廣上翔大
(安中第二中学校1年)

春季企画展「あの日の頃のこの町で」写真で振り返る安中市」の開催は延期になりました。続報をお待ちください。

学習の森 ふるさと学習館
オリジナルグッズ販売中

企画展図録
関口ココ いつかきた路
1200円 (112頁・A4判)



関口ココ企画展記念
オリジナルマスキングテープ
各500円

① 童の四季



② ポチ



その他、図録・グッズ多数販売しています。
郵送での購入も可能です。(別途送料がかかります)
お電話・Eメールでお問い合わせください。

問合せ ▶ 安中市学習の森 ふるさと学習館
安中市上間仁田951 ☎382-7622 mail: furusato@city.annaka.lg.jp

新型コロナウイルス対策支援策

新型コロナウイルス感染拡大によって、本市の経済や市民生活は大きな影響を受けています。

その現状を鑑み、市民の皆さんの生活を守るために、さまざまな支援策に取り組んでいます。最新情報は市ホームページでご覧いただくか、お問合せください。



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,660	22,156	256	278
松井田地域	6,206	6,460	36	66
合計	27,866	28,616	292	344

合計 57,118人 世帯数 24,749 (令和2年5月末日現在)



お知らせ

新型コロナウイルスの影響により市税の徴収猶予特例制度を申請する皆さんへ
徴収猶予特例制度について

該当する税目は、「令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する」ものです。

左記要件のすべてに該当する場合に徴収猶予の特例が適用されます。

①令和2年2月から納期限までの1か月以上の期間において、収入が前年同月比で20%以上減少した場合

②納期限までに納付困難と認められる場合

申請手続について

各税の納期限までに左記書類を「〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所収納課収納整理係宛」に郵送またはご来庁にてお申込ください。

①申請書(市ホームページよりダウンロードするか困収納課にお問い合わせください)

②令和2年2月以降収入が減少していることを証明する書類および前年同月の同書類

③申請時点での現預金額を証明する書類

④申請時より6か月以内に予想される経常支出および臨時支出の金額を証明する書類

申請後について

申請書および添付資料受理後、徴収猶予適用の可否について審査します。審査の結果は書面にて通知します。

徴収猶予の特例制度適用後の対応は左記の通りとなります。

①猶予期間は納期限から1年間となります。左記②および③の条件での期間延長はありません

②猶予金額にかかわらず担保提供は不要です

③納期限から1年間は延滞金は発生しません

問合せ▼
 困収納課収納整理係
 (☎内線1083)

子どもに里親に

なりませんか

県では、さまざまな事情から家庭生活することができない子どもを、家族の一員として迎え入れ、愛情と誠意をもって養育してくださる里親を募集しています。

西部児童相談所(高崎市高松町6)は、里親に関心のある人が相談や里親と交流できるサロンを開催します。ご希望により、里親制度の説明も行います。

日時▼7月15日(水)午前10時~正午

会場▼困305会議室

対象▼里親に関心のある人や養子縁組を検討している人(安中市以外にお住まいの人も含みます)

費用▼無料

申込み▼直接会場へ

問合せ▼

群馬県西部児童相談所
 (☎0271-32212498)

住居確保給付金

離職や休業などに伴う収入減少により、住居を失うおそれが高い人に一定期間、家賃相当額を支給します。

対象者▼離職・廃業から2年以内または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある人

支給期間▼原則3ヶ月(最長9ヶ月まで)

支給額▼単身世帯…30,700円
 2人世帯…37,000円
 3人世帯…39,900円

支給要件▼

①収入要件…世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を超えないこと

単身世帯…78,000円
 2人世帯…115,000円
 3人世帯…140,000円

②資産要件…世帯の預貯金の合計額が、左記を超えないこと

単身世帯…468,000円
 2人世帯…690,000円
 3人世帯…840,000円

③求職活動等要件…誠実かつ熱心に求職活動を行うこと など

問合せ▼

困福祉課社会福祉係
 (☎内線1191・1194)



5月29日 今井 すみ子 さん(板鼻)



4月29日 須藤 タキ さん(中宿)

100歳おめでとうついでに
次の皆さんが、100歳を迎えられました。これからも元気に過ごしてください。

**本市民課
休日窓口開設日**
7月5日・19日 8月2日
午前8時30分～正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行



4月29日 萩原 八千代 さん(鷺宮)

磯部地区区長・自治会長と磯部地区子ども会育成連合会は、合同で新型コロナウイルス感染症拡大防止の啓発ポスターを作成しました。地域住民の水石さんのご家族がマジックや色鉛筆などで描いたポスターを印刷し、地域住民や事業所、公民館などに50セット以上配布し掲示のお願いをしました。「コロナに負けるな!!」という力強いメッセージと元氣溢れる明るいイラストを各所に掲示することで、地域で一体となって感染拡大を防止していけるよう取り組んでいます。



磯部地区で新型コロナウイルス
感染症拡大防止の啓発を行っ
ています

**特別定額給付金の
申請受付が始まっています**

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として閣議決定された「特別定額給付金」について申請の受付が始まっています。申請書類は5月18日(月)に郵送で送付しており、申請期限は、8月18日(火)となっています。まだ申請をされていない人は必ず申請期限までに申請書類を提出してください。

問合せ▼
☎特別定額給付金室
(☎内線2504・2505)

**教育委員会委員が
任命されました**

5月20日付で、次の人が教育委員会委員に任命されました。

佐藤 和子さん

ごみ問題をみんなで考えましょう

令和2年7月12日に安中市のごみ問題を題材に今みんなの行動で変えられることなどを動画にし(公社)安中青年会議所YouTubeアカウントで動画を投稿します。皆さんで見学んで安中市の未来を考えましょう。「安中青年会議所」で検索。

問合せ▼
(公社)安中青年会議所
(☎38212824)



地域おこし協力隊 活動報告 Vol.26

こんにちは。地域おこし協力隊の南畝です。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年の秋間梅林開花祭は各種イベントが中止になってしまいました。非常に残念でしたが、各店舗で新商品の開発を行うなど、秋間梅林の農家さんはお客さんに最大限のおもてなしをしていました。

私は来年の開花祭時期には地域おこし協力隊を卒業していますが、秋間梅林のお手伝いは今後も続けていきたいと思っています。

少し気が早いですが、2021年の開花祭を皆さん楽しみにしててください。

さて、今年も梅の収穫が始まりました。暑い夏を乗り切るため、梅シロップを漬けてみようと思います。



まだまだ不安が漂う世の中ですが、皆で力を合わせて乗り越えましょう。

まだまだ不安が漂う世の中ですが、皆で力を合わせて乗り越えましょう。

付加保険料のご案内

将来、より高い老齢給付を受けるために、第1号被保険者(自営業者など)や65歳になるまでの任意加入被保険者は、希望により定額保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めること

※「zoom up」と「生涯学習だより」、「ガイド(安中市文化センター/松井田文化会館)」は、休載します。ご了承ください。

国民年金からのお知らせ 保険料免除などの申請は、原則として 毎年必要です

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の免除や、納付が猶予される制度があります(納付猶予は50歳未満の人が対象)。

免除や納付猶予の申請をすると、本人・配偶者および世帯主(納付猶予では世帯主は除かれます)の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除(納付猶予では全額の納付が猶予)されます。

一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができません。ただし、一部免除が承認された場合、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

保険料の免除または納付猶予の申請は原則として毎年必要です。今まで全額免除または納付猶予の承認を受けており継続を希望しなかった人、一部免除の承認を受けていた人は、6月で承認期間が切れます。引き続き免除などを希望する場合には令和2年度は7月1日(水)より申請受付が開始となりますので、忘れずに困国保年金課または

困住民福祉課で申請の手続きをしてください。

特別支給の老齢厚生年金を受けている人は65歳で届け出が必要

特別支給の老齢厚生年金は65歳になると受給権が消滅し、65歳からは新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金を受けられることとなります。

手続きに必要な書類「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(はがき様式)は、65歳になる誕生月の初め頃(1日生まれの人は前月の初め頃)に日本年金機構から郵送されますので、この書類に必要な事項を記入し、誕生月の末日(1日生まれの人は前月の末日)までに日本年金機構へ提出してください。

ができます。付加保険料を納める場合には、定額保険料を納めることが必要です。

付加保険料を納めると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金を受けられます。付加年金の計算式は次のとおりです。

付加年金額(年額) = 200円 × 付加保険料を納めた月数

なお、国民年金基金に加入している人や多段階免除などの免除制度を利用している人は、付加保険料を納めることができません。

付加年金の加入を希望する人は困国保年金課または困住民福祉課へお申し出ください。

問合せ

高崎年金事務所
(☎027-322-4299)

受章おめでとうございます

春の叙勲



瑞宝双光章
(消防功劳)
片岡 隆さん
(松井田町二軒在家)



瑞宝双光章
(警察功劳)
小池 哲也さん
(大竹)



瑞宝双光章
(防衛功劳)
本多 史郎さん
(松井田町二軒在家)



瑞宝双光章
(警察功劳)
白石 信彦さん
(松井田町新堀)



健康

第2期麻疹風しん混合予防接種
接種および二種混合予防接種
のお知らせ

第2期麻疹風しん混合予防接種

接種対象年齢▼小学校就学前(年長児)の1年間(平成26年4月2日から平成27年4月1日生まれ)

接種回数▼1回

接種期限▼令和3年3月31日まで

予診票の配布▼出生届出時または転入

時に困健康づくり課・困住民福祉課の窓口で配布しています。
※令和3年4月1日以降の接種は任意接種(有料)となりますのでご注意ください。

二種混合予防接種

接種対象年齢▼11歳以上13歳未満

接種回数▼1回

予診票の配布▼今年の4月から小学6年生に相当する年齢の人へ、4月に予診票を郵送しました。

※13歳の誕生日以降の接種は任意接種(有料)となりますのでご注意ください

接種に必要な物▼

予診票・母子手帳・保険証

※対象者で予診票のない人は、困健康づくり課・困住民福祉課の窓口で配布しますので、母子手帳をお持ちのうえ、お申し出ください。

問合せ▼

困健康づくり課予防係

(市内線1172)

「フレッシュ健康」の希望者を募集します

市では、健康診査を受ける機会のない若年層を対象に次のとおりフレッシュ健康を実施します。

希望する人は募集期間内にお電話でお申し込みください。なお、妊娠中の人や勤務先など、ほかで健診を受ける機会のある人は、そちらを受診してください。

また、昨年度に引き続き、今年度も40歳以上を対象とした健診と同じ会場となります。時間帯によっては混雑が予想されますので、時間に余裕を持ってお出かけください。

対象者▼市内在住で、昭和56年4月1日〜平成14年3月31日生まれの人

健診内容▼身体計測・血圧測定・尿検

査・医師の診察・血液検査(血糖・脂質・肝機能・貧血)
実施日時・場所▼

日程	会場	受付時間
8月24日(月)	困安中市 保健センター	午前8時30分～ 午前11時
8月31日(月)		
9月11日(金)	困松井田 保健センター	午前8時30分～ 午前11時
10月8日(木)		
10月9日(金)		
10月29日(木)		
10月30日(金)	困谷津庁舎	午前8時30分～ 午前11時
9月13日(日)		
9月14日(月)	困碓氷川クリーンセンター	午前8時30分～ 午前11時
10月19日(月)		

※番号札は午前8時から配布します。

費用▼1,020円(おつりのないようにご協力ください)

定員▼先着100人

手話で伝えよう Vol.19

今月の手話で伝えようは【かき氷】です。



解説

右手を握り、機械の取っ手をぐるぐる回す。左手は器を持っている様子。

(安中市立松井田小学校長 一場 明夫)

※募集期間内であっても、定員に達した時点で受付を終了させていただきますのでご了承ください。

募集期間・申込方法
7月6日(月)～10月29日(木)の午前8時30分～午後5時15分までに困健康づくり課までお電話にてお申し込みください(土・日・祝日は除きます)。

注意点
発熱や咳・鼻水・下痢など、体調の悪い人、風邪症状がある場合には検診をお控えください。

今後の新型コロナウイルスの状況によつては変更・中止の可能性がります。

問合せ

困健康づくり課予防係

(☎内線1172)

集団検診における新型コロナウイルス感染症対策のお願い

8月から集団検診が始まります。感染防止のため、検診会場にお越しいただく前にご自宅で検温をし、左記のような症状が見られる場合には、受診を控えるようお願いいたします。

- ・発熱や咳などの風邪症状
- ・息苦しき、強いだるさ

なお、来場の際は、必ずマスクの着用をお願いします。会場では人との距離を保つようお願いいたします。

フレイルを予防しましょう Vol.4



立った状態で安全のために椅子の背もたれなどに手を添えて行います。良い姿勢を保ったまま背伸びをし、ゆっくりかかとを下ろします。つま先はできるだけ正面に向け、足は平行に構えましょう。伸び上がると不安定になるので、注意しましょう。

問合せ▼困地域包括支援センター(☎内線1189)

また、密集を避けるため会場内や検診車への入室人数を区切って案内しますので、入場または会場内において、待ち時間が長くなる可能性があります。

今後の新型コロナウイルスの状況によつては中止する場合があります。ご理解・ご協力をお願いいたします。

問合せ▼困健康づくり課予防係
(☎内線1172)

皆さんの声を お待ちしております



市役所困、
区、各地区の
公民館・生涯
学習センター
に、皆さんの

声をお聞きするため、「市民の声」を投稿できるポストを配置しています。

皆さんが日ごろ感じていることやご意見などをぜひお聞かせください。

行事カレンダー

7月1日▶8月15日

日	曜日	行 事 名	日	曜日	行 事 名	日	曜日	行 事 名
7月			15	水		8月		
1	水		16	木		1	土	
2	木		17	金		2	日	
3	金	● 猟銃等取扱講習会 文化センター 3階大会議室 13:20～	18	土		3	月	
4	土		19	日		4	火	
5	日	● 安中市水防訓練 西毛総合運動公園野球場東側広場 8:30～	20	月		5	水	
6	月		21	火		6	木	
7	火		22	水		7	金	
8	水		23	木・祝		8	土	
9	木		24	金・祝		9	日	
10	金		25	土		10	月・祝	
11	土	● 夏の県民交通安全運動(～20日)	26	日		11	火	
12	日		27	月	● 大腸容器配布 ● 第7回農業委員会総会 [困]201会議室 13:30～	12	水	
13	月		28	火	● 大腸容器配布	13	木	
14	火		29	水	● 大腸容器配布	14	金	● 磯部温泉まつり(中止)
			30	木	● 大腸容器配布	15	土	● 磯部温泉まつり(中止)
			31	金				

※毎週月曜日は市民交通安全日、
毎月1日は県民交通安全日です。

令和元年度人権作品集「おもいやり」から 多様性の時代

(5月号よりつづき)

また、先日、人権学習の授業でDVDを見ました。その中の登場人物にLGBTの方がいました。彼らは「なかなか認められず、社会にとけ込めない。」と言っていました。実際、DVDを見終わったあと、クラス内で同性愛者についてからかうような発言を耳にしました。その時私は、とても嫌な気持ちになりました。誰が誰を好きでもかまわないでしょう。他人が何かを言う必要は無いはずです。

私は以前、インターネットの記事で、あるモデルの女性のインタビューを目にしました。彼女はそこでこう語ります。

「好きになったら男とか女とか関係ない。例えば人を好きになれなくても、それはその人の個性だから、気にする必要は無い。」

私はこの言葉を聞いて、とてもかっこいいと感じました。他人の言葉に負けず、自分の意志をまっすぐに伝える姿は本当に素敵でした。こういった人の意見にしっかりと耳を傾けてもらえる世界になればいいのに、と思いました。

この世界では多くの人が別々の考えを持って毎日を生きています。その中には、一般的ではない考えもあります。では、一般的とは何か。それを決めるのは私たちです。普通ではない、変だ、と思うこともあるかもしれませんが、それを認めて受け入れていくことこそ、個性を尊重する「多様性」の世の中に必要なことではないでしょうか。

(おわり)

安中市立松井田東中学校
三年 吉田 彩

休館のご案内

恵みの湯	7/7・21 8/4
峠の湯	7/14・28
鉄道文化むら	7/7・14・21・28
文化センター(※は図書館のみ休館です)	7/7・14・21・24・28・31※ 8/4・11・12
文化会館	7/6・13・20・27・31 8/3・11
碓氷川熱帯植物園	7/7・14・21・28 8/4・11

スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)	7/6・13※・20・27・28 8/3・11
学習の森	7/7・14・21・28・29・30 8/4・11・12
いきいき長寿センター	7/6・13・20・27・28・29 8/3・10・11

相談案内

7月1日▶8月15日

相談内容	場所・日時	予約・問合せ
行政相談	☎ 7/2・16 8/6 9時～11時30分 ☎ 7/6 8/3 13時30分～16時	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
無料法律相談	☎ 7/3・17 8/7 13時～16時	要電話予約 ☎ 市民生活課(☎内線 1207)
家庭児童相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 子ども課(☎382-8005)
健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)	☎ 月～金曜日(祝日を除く)	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
妊婦健康相談 (母子手帳交付)	☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時30分 ☎ 毎週金曜日(祝日を除く) 14時～16時	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
消費生活相談	消費生活センター(☎ 敷地内) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	消費生活センター(☎382-2228)
無料税務相談	☎ 8/5 13時～16時	要電話予約 ☎ 税務課(☎内線 1061)
障害者相談 (知的・身体障害者相談)	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	☎ 福祉課(☎内線 1155)
精神障害者相談	月～土曜日(祝日を除く)10時～18時	ヌアリーベ(☎380-5385)
青少年相談 (電話相談・面接相談)	☎ 青少年センター 月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時	要電話予約 ☎ 青少年センター(☎393-4777) メール相談(seishonen@city.annaka.lg.jp)
介護相談・認知症相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時	要電話予約 ☎ 介護高齢課(☎内線 1189) ☎ (☎内線 2156)
成年後見制度に関する相談	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	要電話予約 ☎ 介護高齢課(☎内線 1188) (65歳未満) ☎ 福祉課(☎内線 1155)
配偶者・恋人などからの暴力 (DV・デートDV)に関する相談	月・火・木・金曜日(祝日を除く) 9時～16時	安中市 DV 電話相談(☎329-6646)
生活困窮に関する相談 (生活支援相談窓口)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
ひきこもりに関する相談	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
若者就職活動個別相談	☎ 7/7 8/4 10時～12時	要電話予約 ぐんま若者サポートステーション (☎027-233-2330)
心配ごと相談	地域福祉支援センター 第2木曜日	地域福祉支援センター(☎382-8397)
交通事故相談	安中交通安全協会 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 安中交通安全協会(☎382-0211) (会員対象)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、相談日時が変更および中止になる場合があります。



給水管修理当番業者 (7月1日～8月15日)

上水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

7月		12・19・18		8月	
1日	14・2・22	17日	15・2・22	1日	9・19・18
2日	10・8・5	18日	13・8・5	2日	16・2・22
3日	20・1・3	19日	14・1・3	3日	12・8・5
4日	23・11・6	20日	10・11・6	4日	15・1・3
5日	9・21・7	21日	20・21・7	5日	13・11・6
6日	16・25・4	22日	23・25・4	6日	14・21・7
7日	12・24・17	23日	9・24・17	7日	10・25・4
8日	15・19・18	24日	16・19・18	8日	20・24・17
9日	13・2・22	25日	12・2・22	9日	23・19・18
10日	14・8・5	26日	15・8・5	10日	9・2・22
11日	10・1・3	27日	13・1・3	11日	16・8・5
12日	20・11・6	28日	14・11・6	12日	12・1・3
13日	23・21・7	29日	10・21・7	13日	15・11・6
14日	9・25・4	30日	20・25・4	14日	13・21・7
15日	16・24・17	31日	23・24・17	15日	14・25・4

業者名	TEL	業者名	TEL
1 (株)群馬水工	382-9433	14 (株)半田組	385-8374
2 (有)入沢電気商会	382-1609	15 (有)福美商事	381-0293
3 (有)内堀設備工事	393-0157	16 (有)松本住設	385-6278
4 (有)黒須設備工業	381-1148	17 (株)茂木設備	381-6616
5 群栄工業(株)	393-1012	18 (有)山田タイル工業	381-0075
6 児玉工業(有)	393-3118	19 (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
7 (有)佐藤商店	395-2323	20 (株)ユタカ	385-7647
8 佐藤燃料(株)	381-1111	21 オオカワラ住器	382-1987
9 (有)渋谷設備	381-1262	22 (株)反町備工	384-2058
10 (有)ジーワイ燃設	382-2891	23 第一設備工業(有)	385-8769
11 (有)須藤工業	388-1178	24 (株)フェニックス	382-5262
12 (有)武美工業	382-5061	25 (株)白坂工業	382-4710
13 (有)田中工作所	385-4126		

令和2年夏の県民交通安全運動

運動期間 7月11日(土)～7月20日(月)

【年間スローガン】 いそいでも 心のブレーキ かけましょう

【サブスローガン】 いってきます わたしもくるまも ルールを守る

【運動の目的】

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

【運動の重点】

- 子供と高齢者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進
- 飲酒運転の根絶



令和元年度交通安全ポスターコンクール
中学生最優秀賞
第一中学校2年(当時) 相原 龍

広 告

広 告

広 告